

附属物（標識、照明施設等）定期点検要領

令和4年（2022年）3月

北海道建設部建設政策局維持管理防災課

目 次

1	適用範囲	1
2	定期点検および中間点検の頻度と流れ	1
3	定期点検および中間点検の方法	2
4	定期点検の体制	3
5	点検用資機材の携帯	3
6	損傷状況の把握	5
7	健全性の診断	7
8	措置	10
9	記録	10
別紙 1	用語の説明	11
別紙 2	評価単位の区分	12
別紙 3	点検表記録様式	17
別紙 4	損傷記録表の記入要領	44
付録 1	一般的構造と主な着目点	54
付録 2	判定の手引き	59
・ 附属物（標識、照明施設等）定期点検要領 参考資料		
～ 客観的な判定を行うための具体例 ～		

1 適用範囲

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物のうち、門型以外の道路標識及び道路情報提供装置、道路照明施設、防雪柵及び大型スノーポール（以下「附属物」という。）の定期点検に適用する。

【解説】

本要領は、道路の管理者が、附属物の各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るため、その支柱や取り付け部等の、定期点検の基本的な内容や方法について定めたものである。

なお、路側式道路標識（単柱式・複柱式）については、北海道公物管理パトロール業務委託実施要領に基づく通常パトロール、異常時パトロールにおいて、車上からの目視により変状の有無を把握するほか、必要に応じて下車して対象物に近づき、目視により変状を確認する。

実際の点検では、本要領の趣旨を踏まえて、個々の諸条件を考慮して点検の目的が達成されるよう適切な内容や方法で行うことが必要である。

なお、附属物に添架されている道路の管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。

また、本要領の適用範囲外の施設についても良好な状態に保つため、各道路管理者の判断で、適切な時期に適切な方法により点検を実施することが望ましい。

その際は、直轄国道において適用される「附属物（標識、照明施設等）の点検要領」（平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課 策定）等を参考にすること。

2 定期点検および中間点検の頻度と流れ

定期点検は、10年に1回の頻度で実施することを基本とする。

なお、定期点検を補完するため、5年に1回以上の頻度を目安に中間点検を行う。

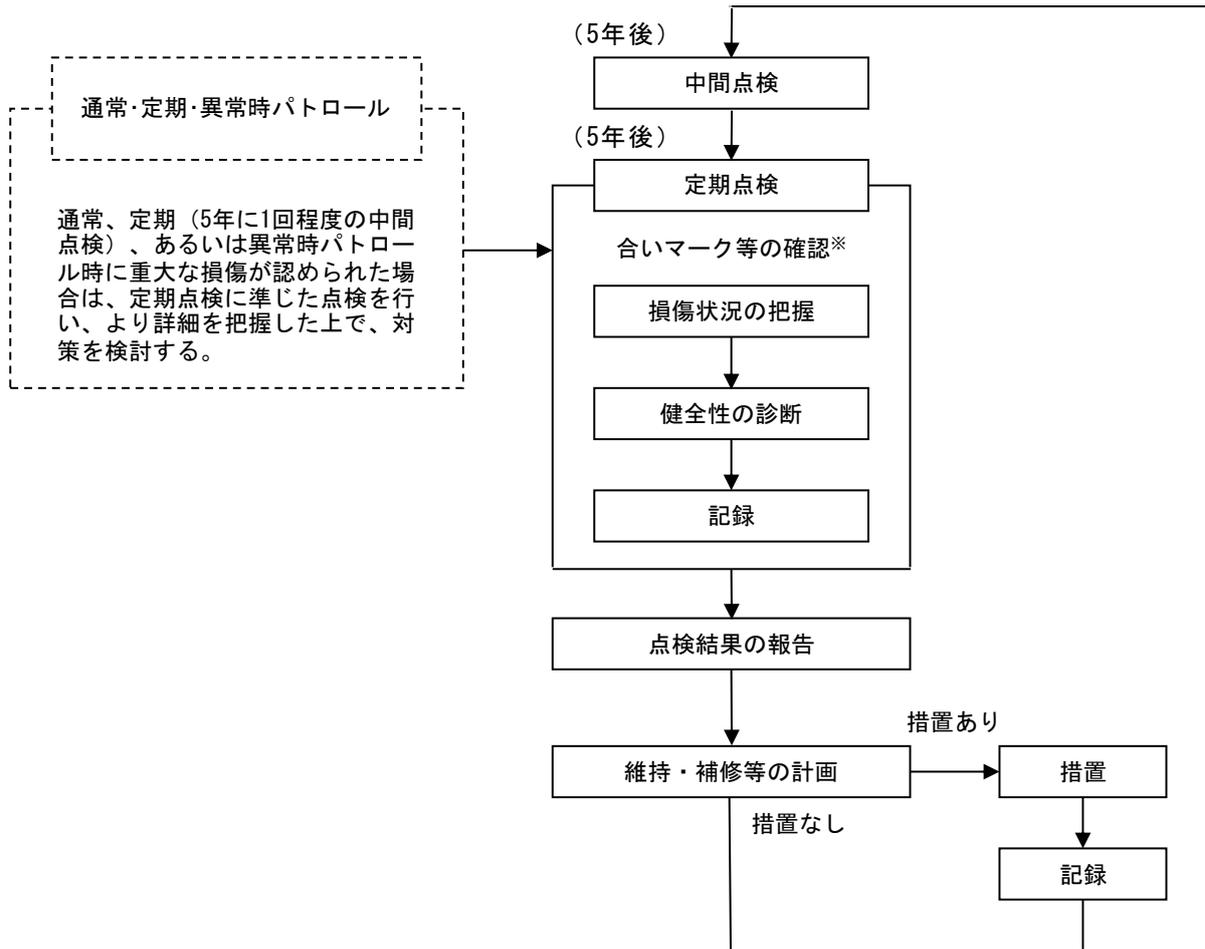
【解説】

定期点検は、附属物の最新の状況を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。既往の点検結果で橋梁部や海岸付近に設置された附属物、デザイン式の道路照明柱又は飾り具等が施された附属物において、設置後10年以降の比較的早期に損傷が大きいと判定された事例があったことから、10年に1回の頻度で定期点検を実施することを基本とし、定期点検を補完するため中間的な時期（概ね5年程度）に中間点検については、北海道公物管理パトロール業務実施要領に基づく定期パトロール（年1回程度）により行うものとする。なお、附属物の状態によっては規定より短い間隔で点検することを妨げるものではない。

また、附属物の機能を良好な状態に保つため、通常、定期、異常時パトロール時に重大な損傷が認められた場合や、防雪柵の設置、解体、柵の上げ下げなどの維持補修作業に際して、揺れ、変形、その他の異常を認めた場合には、必要に応じて定期点検を実施することができる。

また、定期点検は、図-2に示す流れに従って行うことを標準とする。

図-2 点検の流れ



※既設で合いマーク等が施されていない附属物については、初回の定期点検時に合わせて施工しておくこと。

3 定期点検および中間点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。
 また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。
 中間点検は、外観目視により行うことを基本とする。

【解説】

定期点検では、基本としてすべての部材に近接して部材の状態を評価する。

近接目視とは、肉眼により部材の損傷等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行う事を想定している。

近接目視による損傷の把握には限界があるため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを適用することを検討しなければならない。

なお、土中部等の部材については、周辺の状態などを確認し、損傷が疑われる場合には、必要に応

じて試掘や非破壊検査を行わなければならない。

また、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法によらなければならない。

なお、大型スノーポールの矢羽根取付部等は、簡易的に長尺の点検棒等によりゆるみ等の不具合を確認することができる。ただし、不具合が確認された場合には、高所作業車により直接手で触れて確認する必要がある。

非破壊検査については、「附属物（標識、照明施設等）点検要領」（平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課 策定）などを参考とする。

中間点検とは、定期パトロールと同様に附属物にできるだけ近づき、外観から弱点部等の異常の有無を確認することを基本とする。ここでいう外観から異常の有無の確認には、たとえば路面への埋め込み部や支柱内側など、直接目視できない部位についても、路面境界部や開口部フタ並びにその周辺等の外観から異常の可能性を確認することも含まれる。ボルトの緩みについては、触診や打音を別途行う場合には特に必要としないが、外観から緩みの把握を行うためには「合いマーク」を予め設置するなどの工夫が必要である。

4 定期点検の体制

附属物の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

【解説】

健全性の診断（部材単位の健全性の診断）において適切な評価を行うためには、定期点検及び診断を行う者が附属物の構造や部材の状態の評価に必要な知識及び技能を有することとする。

当面は、以下のいずれかの要件に該当することとする。

- (1) 当該地域における道路の維持管理に関する業務について、概ね3年以上の経験を有すること
- (2) 2級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有すること

5 点検用資機材の携帯

点検作業の実施に当たっては、点検員は対象となる点検種別及び点検業務の内容に応じて必要な点検用資機材を携帯しなければならない。

【解説】

点検に当たっては、効果的な成果を得るために、その目的に応じた適切な資機材を常に携帯する必要がある。

点検業務に用いる資機材の例を表-5に示す。

表-5 点検用資機材の例

項目	資 機 材	用 途
点検用具	点検ハンマー（小）	たたき点検用
	ルーペ	き裂の確認
	コンベックス	
	懐中電灯	支柱内部の観察
	超音波厚さ計	板厚調査
	膜厚計	塗膜厚調査
記録用具	カメラ	構造、変状の記録撮影
	記録用紙	別途様式
補助機器	調査用車両	点検員移動用
	梯子	共架型の点検、独立型の高所部の点検
	高所作業車	共架型の点検、独立型の高所部の点検
その他	マジック	支柱番号表示用、板厚調査部位のマーキングなど
	ガムテープ	黒板の代わりに支柱番号の表示に用いて写真撮影
	針金	取付ボルトに変状のある電気設備用開口部の仮復旧
	ペンチ	取付ボルトに変状のある電気設備用開口部の仮復旧
	スパナ	電気設備用開口部の開放用
	マーカー	合いマーク施工用マーカー (アクリル樹脂等経年劣化が少ない材料を選定)

6 損傷状況の把握

定期点検では、損傷内容毎に損傷の状況を把握する。この際、損傷状況に応じて表-6.1に示す損傷の有無や程度を、点検部位毎、損傷内容毎に評価する。

表-6.1 目視点検による損傷程度の評価

区分	一般的状態
a	損傷が認められない。
c	損傷が認められる。
e	損傷が大きい

【解説】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくることが一般的である。同じ部材に複数の損傷がある場合には、それぞれの損傷の種類毎に判定を行う。

(損傷の種類)

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-6.2に示す損傷の種類毎に行う。

表-6.2 損傷の種類標準

材料の種類	損傷の種類
鋼部材	き裂、破断、変形・欠損、腐食、ゆるみ・脱落、滞水、その他
コンクリート部材	ひびわれ、うき・剥離、滞水、その他

点検の結果は、効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として様々な形で利用される。したがって、損傷の有無やその程度などの現状に関する客観的事実としてのデータの取得を行う。表-6.3に、損傷内容毎の評価区分を示す。

表-6.3 損傷度判定区分と損傷状況

点検方法	損傷内容	判定区分	損傷状況	
目視点検	き裂	a	損傷なし	
		c	—	
		e	き裂がある。	
	腐食	防食機能の劣化	a	損傷なし
			c	錆は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない。
			e	表面に著しい膨張が生じているか又は明らかな板厚減少が視認できる。
		孔食 ^{※1}	a	損傷なし
			c	孔食が生じている。
			e	貫通した孔食が生じている。
		異種金属接触腐食 ^{※2}	a	損傷なし
			c	—
			e	異種金属接触による腐食がある。
	ゆるみ・脱落	a	損傷なし	
		c	ボルト・ナットのゆるみがある。	
		e	ボルト・ナットの脱落がある。	
	破断	a	損傷なし	
		c	—	
		e	ボルトの破断がある。 支柱等の邪材の破断がある。	
	変形・欠損	a	損傷なし	
		c	変形又は欠損がある。	
		e	著しい変形又は欠損がある。	
	滞水 ^{※3}	a	滞水の形跡が認められない。	
		c	滞水の形跡が認められる。	
		e	滞水が生じている。	
	うき・剥離	a	損傷なし。	
		c	—	
		e	うき・剥離が生じている。	
ひびわれ	a	損傷なし。		
	c	ひびわれが生じている。		
	e	著しいひびわれが生じている。		
その他	a	損傷なし。		
	c	軽微な損傷が生じている。		
	e	損傷が大きい。		

※1 「孔食」とは、ステンレス鋼やアルミニウムなど鋼材表面に生成される皮膜が破損して、局部的に腐食を生じることをいう。

※2 「異種金属接触腐食」とは、異なる金属を電極とした、局部電池の形成による電気化学的反応で生じる腐食のことで、例えば鋼材にステンレス製ボルトを使用した場合に、鋼材側が集中的に腐食を生じることをいう。

※3 電気設備開口部から支柱内部が点検できる場合に行う。

7 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と附属物毎の健全性の診断を行う。

(1) 部材単位の健全性の診断

(判定区分)

部材単位の健全性の診断は、表-7.1の判定区分により行うことを基本とする。

表-7.1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【解説】

点検時に、道路利用者又は第三者への被害のおそれがある損傷が認められた場合には、応急的に措置を実施した上で、上記Ⅰ～Ⅳの判定を行うこととする。

調査を行わなければ、Ⅰ～Ⅳの判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに調査を行い、その結果を踏まえてⅠ～Ⅳの判定を行うこととなる。

(その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。)

判定区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおり。

- Ⅰ：監視や対策を行う必要のない状態をいう
- Ⅱ：状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- Ⅲ：早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

(判定の単位)

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-7.2に示す評価単位毎に区分して行う。

表-7.2 判定の評価単位の標準

支柱	横梁 (横材)	標識板、灯具、道路 情報板、防雪板及び 矢羽根	基礎	その他
----	------------	-------------------------------	----	-----

【解説】

附属物は、機能や役割の異なる部材が組み合わされた構造体であり、部材の損傷や機能障害が構造物全体の性能に及ぼす影響は異なる。

また、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。(別紙2 評価単位の区分参照)

なお、表-7.2に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について構造物への影響を考慮して、「表-7.1 判定区分」に従って判定を行う。

(2) 附属物毎の健全性の診断

附属物毎の健全性の診断は、表-7.3 の区分により行う。

表-7.3 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【解説】

附属物毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、附属物毎で総合的な評価を付けるものであり、道路の管理者が保有する附属物全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

附属物毎の健全性の診断に当たっては、7.(1)部材単位の健全性の診断の結果を踏まえて、総合的に判断することが必要である。

一般には、附属物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

8 措置

7（1）の部材単位の健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講ずる。

【解説】

具体的には、対策（補修・補強、撤去）、定期的あるいは常時の監視、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

更新（取替え）・補修・補強に当たっては、健全性の診断結果に基づいて附属物の機能や耐久性等を回復させるための最適な対策方法を附属物の管理者が総合的に検討する。

監視は、応急対策を実施した箇所、若しくは健全性の診断結果、当面は対策工の適用を見送ると判断された箇所に対し、損傷の挙動を追跡的に把握するために行われるものである。

9 記録

定期点検及び診断の結果並びに措置の内容等を記録し、当該附属物が利用されている期間中は、これを保存する。

【解説】

定期点検の結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

なお、定期点検後に、補修・補強等の措置が行われた場合は、「健全性の診断」を改めて行い、速やかに記録に反映しなければならない。

また、その他の事故や災害等により附属物の状態に変化があった場合には、必要に応じて「健全性の診断」を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記録に反映しなければならない。

（別紙3 点検表記録様式参照）

別紙 1 用語の説明

1 定期点検

附属物の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行うもので、定められた期間、方法で点検^{※1}を実施し、必要に応じて調査を行うこと、その結果をもとに附属物毎での健全性を診断^{※2}し、記録^{※3}を残すことをいう。

※1 点検

附属物の損傷や附属物にある附属物の損傷や取付状態の異常を発見し、その程度を把握することを目的に、近接目視により行うことを基本として、附属物や附属物にある附属物の状態を検査することをいう。必要に応じて応急措置^{※4}を実施する。

※2 健全性の診断

点検又は調査結果により把握された損傷・異常の程度を判定区分に応じて分類することである。定期点検では、部材単位の健全性の診断と、附属物毎の健全性の診断を行う。

※3 記録

点検結果、調査結果、健全性の診断結果、措置又は措置後の確認結果等は適時、点検表に記録する。

※4 応急措置

点検作業時に、第三者被害の可能性のある附属物の取付状態の改善等を行うことをいう。

2 中間点検

中間点検とは、路面から直接、又はカメラ等を用いて目視し、外観から弱点部等の異常を発見し、対策の可否を判定することを目的に実施するものとする。

3 措置

点検又は調査結果に基づいて、附属物の機能や耐久性等を回復させることを目的に、対策、監視を行うことをいい、具体的には、対策（補修・補強、撤去）、定期的あるいは常時の監視、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

4 監視

応急対策を実施した箇所、若しくは健全性の診断の結果、当面は応急対策又は本対策の適用を見送ると判断された箇所に対し、損傷の挙動を追跡的に把握することをいう。

別紙2 評価単位の区分

□点検に当たっては、別表-1 に示す部材が弱点部となることから、特に注意する必要がある

別表-1① 評価単位の区分と主な点検箇所（道路標識）

評価単位の区分と主な点検箇所（道路標識）

評価単位の区分 (部材等)	主な点検箇所(弱点部となる部材等)		記号	損傷内容	備考
支柱	支柱本体	支柱本体	Pph	き裂	溶接継手を含む
				腐食	
				変形・欠損 その他	
	支柱継手部	Ppj	き裂		
			ゆるみ・脱落		
			破断 腐食 変形・欠損 その他		
	支柱内部※1	Ppi	腐食		
			滞水		
			その他		
	支柱基部	リブ取付溶接部	Pbr	き裂	
				腐食 変形・欠損 その他	
		柱・ベースプレート溶接部	Pbp	き裂	
				腐食 変形・欠損 その他	
	路面境界部 (GL-0mm) 及び (GL-40mm)	Pgl-0 及び Pgl-40	き裂		
腐食 変形・欠損 その他					
柱・基礎境界部 (支柱と基礎コンクリートの境界)	Ppb	き裂			
		腐食 変形・欠損 その他			
その他	電気設備用開口部本体	Phh	き裂 腐食 変形・欠損 その他		
	電気設備用開口部ボルト	Phb	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他		
横梁	横梁本体	横梁本体	Cbh	き裂 腐食 変形・欠損 その他	
		横梁取付部	Cbi	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	
	溶接部・継手部	横梁継手部	Cbj	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	
		横梁仕口溶接部	Cbw	き裂 腐食 変形・欠損 その他	
標識板	標識板	標識板	Srs	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	
		標識板取付部	Srs	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	
基礎	基礎コンクリート部	基礎コンクリート部	Bbc	ひびわれ うき・剥離 滞水 その他	
	アンカーボルト・ナット	アンカーボルト・ナット	Bab	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	
その他	その他	道路管理者の添加標識等	Srs	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	
		道路管理者の添加標識等取付部		き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	

※1：支柱に開口部が設けられていて、内部が確認できる場合に点検を行う。

別表－1② 評価単位の区分と主な点検箇所（道路照明施設）

評価単位の区分と主な点検箇所（道路照明施設）

評価単位の区分 (部材等)	主な点検箇所（弱点部となる部材等）		記号	損傷内容	備考
支柱	支柱本体	支柱本体	Pph	き裂	
				腐食	
				変形・欠損 その他	
		支柱内部※1	Ppi	腐食	
				滞水	
				その他	
	支柱分岐部（Y型のみ）	Ppd	き裂		
			腐食		
			変形・欠損 その他		
	溶接部・継手部	支柱継手部	Ppj	き裂	
				ゆるみ・脱落 破断	
				腐食 変形・欠損 その他	
		配線部分	Xwi	き裂	
				腐食	
				変形・欠損 その他	
	ﾊﾞﾝﾄﾞ部	Xbn	ゆるみ・脱落 破断		
			腐食		
			変形・欠損 その他		
	支柱基部	路面境界部 (GL-0mm) 及び (GL-40mm)	Pgl-0 及び Pgl-40	き裂	
				腐食 変形・欠損 その他	
柱・基礎境界部 (支柱と基礎コンクリートの境界)		Ppb	き裂		
			腐食 変形・欠損 その他		
ﾘﾌﾞ取付溶接部		Pbr	き裂		
			腐食 変形・欠損 その他		
柱・ﾊﾞｰｽﾌﾟﾚｰﾄ溶接部	Pbp	き裂			
		腐食 変形・欠損 その他			
その他	電気設備用開口部本体	Phh	き裂 腐食 変形・欠損 その他		
	電気設備用開口部ﾎﾞﾙﾄ	Phb	ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他		
灯具	灯具	Sli	ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他		
			灯具取付部	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	
基礎	基礎コンクリート部	Bbc	ひびわれ うき・剥離 滞水 その他		
	ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ・ﾅｯﾄ	Bab	き裂 ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他		
その他	その他	Srs	き裂		
			道路管理者の添加標識等取付部	ゆるみ・脱落 破断 腐食 変形・欠損 その他	

※1：支柱に開口部が設けられていて、内部が確認できる場合に点検を行う。

別表－1③ 評価単位の区分と主な点検箇所（道路情報提供装置）

評価単位の区分と主な点検箇所（道路情報提供装置）

評価単位の区分 (部材等)	主な点検箇所（弱点部となる部材等）		記号	損傷内容	備考
支柱	支柱本体	支柱本体	Pph	き裂	溶接継手を含む
				腐食	
				変形・欠損	
	支柱継手部	Ppj	き裂		
			ゆるみ・脱落		
			破断		
	支柱内部※1	Ppi	腐食		
			滞水		
			その他		
	支柱基部	リブ取付溶接部	Pbr	き裂	
				腐食	
		柱・ベースプレート溶接部	Pbp	き裂	
				腐食	
		路面境界部 (GL-0mm) 及び (GL-40mm)	Pgl-0 及び Pgl-40	き裂	
腐食					
柱・基礎境界部 (支柱と基礎コンクリートの境界)	Ppb	き裂			
		腐食			
その他	電気設備用開口部本体	Phh	き裂		
			腐食		
その他	電気設備用開口部*1	Phb	ゆるみ・脱落		
			破断		
横梁	横梁本体	Cbh	き裂		
			腐食		
	横梁取付部	Cbi	ゆるみ・脱落		
			破断		
	溶接部・継手部	横梁継手部	Cbj	き裂	
				ゆるみ・脱落	
		横梁仕口溶接部	Cbw	破断	
				腐食	
道路情報板	道路情報板	Srs	き裂		
			ゆるみ・脱落		
	道路情報板取付部		破断		
			腐食		
基礎	基礎コンクリート部	Bbc	ひびわれ		
			うき・剥離		
	アンカボルト・ナット		アンカボルト・ナット	滞水	
				その他	
その他	道路管理者の添加標識等	Srs	き裂		
			ゆるみ・脱落		
			破断		
	道路管理者の添加標識等取付部		腐食		
			変形・欠損		
			その他		
管理用のステップ・ラック等	-	き裂			
		ゆるみ・脱落			
		破断			
			腐食		
			変形・欠損		
			その他		

※1：支柱に開口部が設けられていて、内部が確認できる場合に点検を行う。

別表－1④ 評価単位の区分と主な点検箇所（防雪柵）

評価単位の区分と主な点検箇所（防雪柵）

評価単位の区分 (部材等)	主な点検箇所（弱点部となる部材等）		記号	損傷内容	備考
支柱	支柱本体	支柱本体	Pph	き裂	
				破断	
				腐食	
		変形・欠損			
		その他			
		その他			
	支柱継手部	Ppj	き裂		
			ゆるみ・脱落		
			破断		
	腐食				
	変形・欠損				
	その他				
支柱基部	リブ取付溶接部	Pbr	き裂		
			腐食		
	変形・欠損				
	その他				
	柱・ヘルシット溶接部	Pbp	き裂		
			腐食		
			変形・欠損		
			その他		
	路面境界部 (GL-0mm) 及び (GL-40mm)	Pgl-0 及び Pgl-40	き裂		
			腐食		
変形・欠損					
その他					
柱・基礎境界部 (支柱と基礎コンクリートの境界)	Ppb	き裂			
		腐食			
		変形・欠損			
		その他			
横材	横材本体	Cbh	き裂		
			破断		
			腐食		
			変形・欠損		
	その他				
	横材取付部	Cbi	き裂		
			ゆるみ・脱落		
			破断		
腐食					
変形・欠損					
その他					
防雪板	防雪板	Srs	き裂		
			ゆるみ・脱落		
			破断		
			腐食		
	変形・欠損				
	その他				
	防雪板取付部	Srs	き裂		
			ゆるみ・脱落		
破断					
腐食					
変形・欠損					
その他					
基礎	基礎コンクリート部	基礎コンクリート部 ^{※1}	ひびわれ		
			うき・剥離		
			滞水		
			その他		
	アンカボルト・ナット	アンカボルト・ナット	Bab	き裂	
				ゆるみ・脱落	
				破断	
				腐食	
変形・欠損					
その他					
その他					

※1：基礎コンクリート部に傾き等の変位が認められる場合は、「その他」の損傷として記録すること。

別表－1⑤ 評価単位の区分と主な点検箇所（大型スノーポール）

評価単位の区分と主な点検箇所（大型スノーポール）

評価単位の区分 (部材等)	主な点検箇所（弱点部となる部材等）		記号	損傷内容	備考
本体	支柱本体	支柱本体	Pph	き裂	
				腐食	
	溶接部・接続部	支柱継手部（ジョイントA）	Ppj	変形・欠損	
				その他	
				き裂	
		支柱継手部（ジョイントB）	Ppj	ゆるみ・脱落	
				破断	
				腐食	
	支柱基部	路面境界部 (GL-0mm) 及び (GL-40mm)	Pgl-0 及び Pgl-40	変形・欠損	
				その他	
		柱・基礎境界部 (支柱と基礎コンクリートの境界)	Ppb	き裂	
				腐食	
リブ取付溶接部	Pbr	変形・欠損			
		その他			
柱・ベースプレート溶接部	Pbp	き裂			
		腐食			
横梁	横梁本体	横梁本体	Cbh	変形・欠損	
				その他	
		横梁取付部	Cbi	き裂	
				ゆるみ・脱落	
	溶接部・継手部	横梁継手部	Cbj	破断	
				腐食	
		横梁仕口溶接部	Cbw	変形・欠損	
				その他	
	矢羽根	矢羽根	Srs	き裂	
				ゆるみ・脱落	
		矢羽根取付部	Srs	破断	
				腐食	
基礎	基礎コンクリート部	Bbc	変形・欠損		
			その他		
	アンカボルト・ナット	Bab	ひびわれ		
			うき・剥離		
その他	その他	Srs	滞水		
			その他		
	道路管理者の添加標識等 ^{※1}	Srs	き裂		
			ゆるみ・脱落		
道路管理者の添加標識等取付部 ^{※1}	Srs	破断			
		腐食			
				変形・欠損	
				その他	
				き裂	
				ゆるみ・脱落	
				破断	
				腐食	
				変形・欠損	
				その他	

※1：ソーラーパネル、センサー等を含む。

別紙3 点検表記録様式

様式（その1-1）

基本情報等

施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地		設置位置	緯度	°	'	''
						経度	°	'	''
道路標識	-	道道号線	北海道		測点	SP=			
					横断区分				
管理者名		点検実施年月日	年	月	日	点検員	<small>（氏名）</small>		
建設管理部 出張所		調査実施年月日	年	月	日	調査員※1	<small>（氏名）</small>		
代替路の有無	緊急輸送道路	自専道or一般道	占用物件（名称）						
	第 次								

部材単位の健全性の診断（部材毎に最も悪い判定区分を記入）

部材等	点検時に記録			措置後に記録		
	判定区分 （Ⅰ～Ⅳ）	損傷の種類 （Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号、位置等が 分かるように記載）	措置後の 判定区分	損傷の種類 （Ⅱ以上の場合に記載）	措置及び判定 実施年月日
支柱						年 月 日
横梁						年 月 日
標識板						年 月 日
基礎						年 月 日
その他						年 月 日

附属物毎の健全性の診断（判定区分Ⅰ～Ⅳ）

（判定区分）	点検時に記録		措置後に記録	
	（所見等）		（再判定区分）	（再判定実施年月日）
				年 月 日

全景写真※2

設置年月※3	道路幅員（m）	
年 月		

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。

※2：全景写真は、路線起点側から終点側に向かい撮影することを基本とする。ただし、道路標識、道路情報提供装置、大型スノーポールについては施設正面を撮影すること。

※3：設置年月が不明の場合は「不明」と記入する。

様式（その1-2）

基本情報等

施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地		設置位置	緯度	°	'	''
道路照明施設	-	道道 号 線	(市区町村 番地) 北海道		測点	経度	°	'	''
管理者名		点検実施年月日	年	月	日	点検員	<small>(氏名)</small>		
建設管理部 出張所		調査実施年月日	年	月	日	調査員※1	<small>(氏名)</small>		
代替路の有無	緊急輸送道路	自専道or一般道	占用物件（名称）						
	第 次								

部材単位の健全性の診断（部材毎に最も悪い判定区分を記入）

点検時に記録				措置後に記録		
部材等	判定区分 (I～IV)	損傷の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が 分かるように記載)	措置後の 判定区分	損傷の種類 (II以上の場合に記載)	措置及び判定 実施年月日
支柱						年 月 日
灯具						年 月 日
基礎						年 月 日
その他						年 月 日

附属物毎の健全性の診断（判定区分I～IV）

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
			年 月 日

全景写真※2

設置年月※3	道路幅員（m）	
年 月		

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。

※2：全景写真は、路線起点側から終点側に向かい撮影することを基本とする。ただし、道路標識、道路情報提供装置、大型スノーポールについては施設正面を撮影すること。

※3：設置年月が不明の場合は「不明」と記入する。

様式（その1-3）

基本情報等

施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	° ' "
道路情報提供装置	-	道道号線	北海道 <small>（市区町村 番地）</small>	測点	経度	° ' "
管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	SP=	
建設管理部 出張所		調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	横断区分	
代替路の有無	緊急輸送道路	自専道or一般道	占用物件（名称）			
	第 次					

部材単位の健全性の診断（部材毎に最も悪い判定区分を記入）

部材等	点検時に記録			措置後に記録		
	判定区分 （Ⅰ～Ⅳ）	損傷の種類 （Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号、位置等が 分かるように記載）	措置後の 判定区分	損傷の種類 （Ⅱ以上の場合に記載）	措置及び判定 実施年月日
支柱						年 月 日
横梁						年 月 日
道路情報板						年 月 日
基礎						年 月 日
その他						年 月 日

附属物毎の健全性の診断（判定区分Ⅰ～Ⅳ）

点検時に記録		措置後に記録	
（判定区分）	（所見等）	（再判定区分）	（再判定実施年月日）
			年 月 日

全景写真※2

設置年月※3	道路幅員（m）
年 月	

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。

※2：全景写真は、路線起点側から終点側に向かい撮影することを基本とする。ただし、道路標識、道路情報提供装置、大型スノーポールについては施設正面を撮影すること。

※3：設置年月が不明の場合は「不明」と記入する。

様式（その1-4）

基本情報等

施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	° ' "
防雪柵	-	道道号線	北海道 <small>（市区町村 番地）</small>	測点	経度	° ' "
管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	SP=	
建設管理部 出張所		調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	横断区分	
代替路の有無	緊急輸送道路	自専道or一般道	占用物件（名称）			
	第 次					

部材単位の健全性の診断（部材毎に最も悪い判定区分を記入）

部材等	点検時に記録			措置後に記録		
	判定区分 （Ⅰ～Ⅳ）	損傷の種類 （Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号、位置等が 分かるように記載）	措置後の 判定区分	損傷の種類 （Ⅱ以上の場合に記載）	措置及び判定 実施年月日
支柱						年 月 日
横材						年 月 日
防雪板						年 月 日
基礎						年 月 日
その他						年 月 日

附属物毎の健全性の診断（判定区分Ⅰ～Ⅳ）

（判定区分）	点検時に記録		措置後に記録	
	（所見等）		（再判定区分）	（再判定実施年月日）
				年 月 日

全景写真※2

設置年月※3	道路幅員（m）
年 月	

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。

※2：全景写真は、路線起点側から終点側に向かい撮影することを基本とする。ただし、道路標識、道路情報提供装置、大型スノーポールについては施設正面を撮影すること。

※3：設置年月が不明の場合は「不明」と記入する。

様式（その1-5）

基本情報等

施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地		設置位置	緯度	°	'	〃
						経度	°	'	〃
大型スノーポール	-	道道号線	北海道		測点	SP=			
			(市区町村 番地)		横断区分				
管理者名		点検実施年月日	年	月	日	点検員	<small>(氏名)</small>		
建設管理部 出張所		調査実施年月日	年	月	日	調査員※1	<small>(氏名)</small>		
代替路の有無	緊急輸送道路	自専道or一般道	占用物件（名称）						
	第 次								

部材単位の健全性の診断（部材毎に最も悪い判定区分を記入）

点検時に記録				措置後に記録		
部材等	判定区分 (I～IV)	損傷の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が 分かるように記載)	措置後の 判定区分	損傷の種類 (II以上の場合に記載)	措置及び判定 実施年月日
本体						年 月 日
横梁						年 月 日
矢羽根						年 月 日
基礎						年 月 日

附属物毎の健全性の診断（判定区分I～IV）

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
			年 月 日

全景写真※2

設置年月※3	道路幅員(m)	
年 月		

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。

※2：全景写真は、路線起点側から終点側に向かい撮影することを基本とする。ただし、道路標識、道路情報提供装置、大型スノーポールについては施設正面を撮影すること。

※3：設置年月が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真（損傷状況）

様式（その2-1）

施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度 経度	° / "
	-	道道 号 線	北海道 (市区町村 番地)	測点 横断区分	SP=	
管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(会社名)	(氏名)
建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員 ^{※1}	(会社名)	(氏名)

写真番号			
部材名 (点検箇所)			
損傷の種類			
健全性 の診断	点検時 (調査時) 措置後		
調査（方針）			
措置（方針）		措置 年月日	年 月 日
備考欄			

写真番号			
部材名 (点検箇所)			
損傷の種類			
健全性 の診断	点検時 (調査時) 措置後		
調査（方針）			
措置（方針）		措置 年月日	年 月 日
備考欄			

写真番号			
部材名 (点検箇所)			
損傷の種類			
健全性 の診断	点検時 (調査時) 措置後		
調査（方針）			
措置（方針）		措置 年月日	年 月 日
備考欄			

写真番号			
部材名 (点検箇所)			
損傷の種類			
健全性 の診断	点検時 (調査時) 措置後		
調査（方針）			
措置（方針）		措置 年月日	年 月 日
備考欄			

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。

（注1）健全性がⅢ又はⅣの損傷は、全ての点検箇所について撮影する。ただし、部材の健全性がⅠ又はⅡの場合は、当該部材について一枚のみ撮影することとしてよい。

（注2）写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

状況写真（損傷状況）

様式（その2-2）

No.	/		※1									
施設名（形式）	管理番号	支柱番号	路線名		所在地		設置位置	緯度	° / "		° / "	
防雪柵	-	~	道道	号	線	北海道	測点	SP=				
管理者名			点検実施年月日		年	月	日	点検員	<small>(会社名)</small>		<small>(氏名)</small>	
建設管理部		出張所	調査実施年月日		年	月	日	調査員※2	<small>(会社名)</small>		<small>(氏名)</small>	

写真番号				
部材名 (点検箇所)				
損傷の種類				
健全性の診断	点検時 (調査時)			
	措置後			
調査（方針）				
措置（方針）		措置 年月日	年	月 日
備考欄				

写真番号				
部材名 (点検箇所)				
損傷の種類				
健全性の診断	点検時 (調査時)			
	措置後			
調査（方針）				
措置（方針）		措置 年月日	年	月 日
備考欄				

写真番号				
部材名 (点検箇所)				
損傷の種類				
健全性の診断	点検時 (調査時)			
	措置後			
調査（方針）				
措置（方針）		措置 年月日	年	月 日
備考欄				

写真番号				
部材名 (点検箇所)				
損傷の種類				
健全性の診断	点検時 (調査時)			
	措置後			
調査（方針）				
措置（方針）		措置 年月日	年	月 日
備考欄				

※1：本帳票は10スパン毎に作成するものとし、「〇／総記録表枚数」の形で記載すること。

※2：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。

（注1）健全性がⅢ又はⅣの損傷は、全ての点検箇所について撮影する。ただし、部材の健全性がⅠ又はⅡの場合は、当該部材について一枚のみ撮影することとしてよい。

（注2）写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

様式（その3-1）

損傷度記録表

施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度 経度
道路標識	-	道道 号 線	北海道	測点	SP=
管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(氏名)
建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員 ^{※1}	(氏名)

■ 損傷結果

部材等	点検箇所	記号	対象有無	点検状況	損傷程度の評価														点検箇所の健全性の診断	対策の要否	部材の健全性の診断	判定に至るまでの考え方		
					鋼部材										コンクリート部材								共通	
					き裂	ゆるみ・脱落	破断	腐食	変形・欠損	ひびわれ	うき・剥離	滞水	その他	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時					措置後	
支柱	支柱本体	① 支柱本体	Pph																1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等					
		② 支柱継手部	Ppj																					
		③ 支柱内部 ^{※2}	Ppi																					
	支柱基部	④ リブ取付溶接部	Pbr																					
		⑤ 柱・ベースプレート溶接部	Pbp																					
		⑥ 路面境界部 (GL-0)	Pgl-0																					
		⑦ 路面境界部 (GL-40)	Pgl-40																					
	その他	⑧ 柱・基礎境界部	Ppb																					
		⑨ 電気設備用開口部本体	Phh																					
		⑩ 電気設備用開口部 ^{※1}	Phb																					
横梁	横梁本体	⑪ 横梁本体	Cbh																1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等					
		⑫ 横梁取付部	Cbi																					
	溶接部・継手部	⑬ 横梁継手部	Cbj																					
		⑭ 横梁仕口溶接部	Cbw																					
標識板	標識板	Srs																	1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等					
	標識板取付部																							
基礎	基部コンクリート部	⑰ 基礎コンクリート部	Bbc																1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等					
	アンカーボルト・ナット	⑱ アンカーボルト・ナット	Bab																					
その他	その他	⑲ 道路管理者の添架標識等	Srs																1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等					
		⑳ 道路管理者の添架標識等取付部																						

附属物毎の健全性の診断

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。
 ※2：支柱に開口部が設けられていて、内部が確認できる場合に点検を行う。
 (注) 部材の健全性の診断欄のハッチ（濃いグレー）部は、通常では存在しない点検箇所と損傷の種類のみ組み合わせである。

損傷度記録表

施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地		設置位置	緯度	経度
道路情報提供装置	-	道道号線	北海道		測点	緯度	経度
管理番号	出張所	点検実施年月日	年	月	日	点検員	（氏名）
建設管理部		調査実施年月日	年	月	日	調査員 ^{※1}	（氏名）

■損傷結果

部材等	部材及び点検箇所		記号	対象有無	点検状況	損傷程度の評価																点検箇所の健全性の診断	対策の要否	部材の健全性の診断	判定に至るまでの考え方				
						損傷の種類																							
						鋼部材						コンクリート部材				共通													
		き裂		ゆるみ・脱落		破断		腐食		変形・欠損		ひびわれ		うき・剝離		滞水		その他											
		点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後								
支柱	支柱本体	① 支柱本体	Pph																									1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等	
		② 支柱継手部	Ppj																										
		③ 支柱内部 ^{※2}	Ppi																										
	支柱基部	④ リブ取付溶接部	Pbr																										
		⑤ 柱・ベースプレート溶接部	Pbp																										
		⑥ 路面境界部 (GL-0)	Pgl-0																										
		⑦ 路面境界部 (GL-40)	Pgl-40																										
		⑧ 柱・基礎境界部	Ppb																										
	その他	⑨ 電気設備開口部本体	Phh																										
		⑩ 電気設備開口部 ^{※2}	Phb																										
横梁	横梁本体	⑪ 横梁本体	Cbh																									1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等	
		⑫ 横梁取付部	Cbi																										
	溶接部・継手部	⑬ 横梁継手部	Cbj																										
		⑭ 横梁仕口溶接部	Cbw																										
道路情報板	道路情報板	⑮ 道路情報板	Srs																								1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等		
		⑯ 道路情報板取付部																											
基礎	基部コンクリート部	⑰ 基礎コンクリート部	Bbc																								1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等		
		アンカーボルト・ナット	Bab																										
その他	その他	⑲ 道路管理者の添架標識等	Srs																								1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等		
		⑳ 道路管理者の添架標識等取付部																											
		㉑ 管理用のステップ・ラック等	-																										

附属物毎の健全性の診断

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。
 ※2：支柱に開口部が設けられていて、内部が確認できる場合に点検を行う。
 （注）部材の健全性の診断欄のハッチ（濃いグレー）部は、通常では存在しない点検箇所と損傷の種類のみ組み合わせである。

損傷度記録表

No.	/	※ 1																	
施設名 (形式)			管理番号		支柱番号		路線名				所在地		設置位置	緯度	経度				
防雪柵			-		~		道 道 号				線		(市区町村 番地)		測点	SP=			
管理者名					点検実施年月日		年 月 日				点検員		(氏名)						
建設管理部			出張所		調査実施年月日		年 月 日				調査員※2		(氏名)						

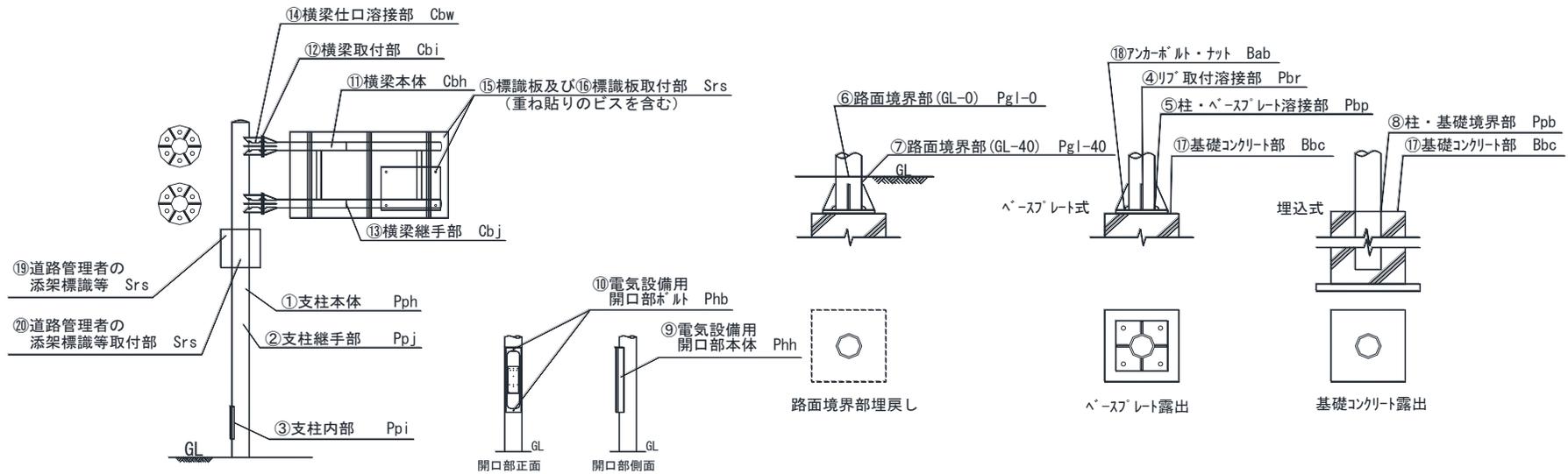
■ 損傷結果

部材等	点検箇所	記号	対象有無	点検状況	損傷程度の評価																点検箇所の健全性の診断	対策の要否	部材の健全性の診断	判定に至るまでの考え方			
					損傷の種類												共通										
					鋼部材						コンクリート部材						共通										
		き裂		ゆるみ・脱落		破断		腐食		変形・欠損		ひびわれ		うき・剥離		滞水		その他									
		点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後	点検時	措置後								
支柱	支柱本体	① 支柱本体	Pph																						1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等		
		② 支柱継手部	Ppj																								
	支柱基部	③ リブ取付溶接部	Pbr																								
		④ 柱・ベースプレート溶接部	Pbp																								
		⑤ 路面境界部 (GL-0)	Pgl-0																								
		⑥ 路面境界部 (GL-40)	Pgl-40																								
		⑦ 柱・基礎境界部	Ppb																								
横材	横材本体	⑧ 横材本体	Cbh																						1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等		
		⑨ 横材取付部	Cbi																								
防雪板	防雪板	⑩ 防雪板	Srs																						1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等		
		⑪ 防雪板取付部																									
基礎	基部コンクリート部	⑫ 基礎コンクリート部※3	Bbc																						1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等		
		アンカーボルト・ナット	Bab																								
その他																									1. 外観上から判断できる原因 2. (前回点検からの) 進行性 3. 耐久性・耐荷力へ与える影響 4. 想定される補修方法等		

附属物毎の健全性の診断

※ 1 : 本帳票は10スパン毎に作成するものとし、「〇/総記録表枚数」の形で記載すること。
 ※ 2 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。
 ※ 3 : 基礎コンクリート部に傾き等の変位が認められる場合は、「その他」の損傷として記録すること。
 (注) 部材の健全性の診断欄のハッチ (濃いグレー) 部は、通常では存在しない点検箇所と損傷の種類のみ組み合わせである。

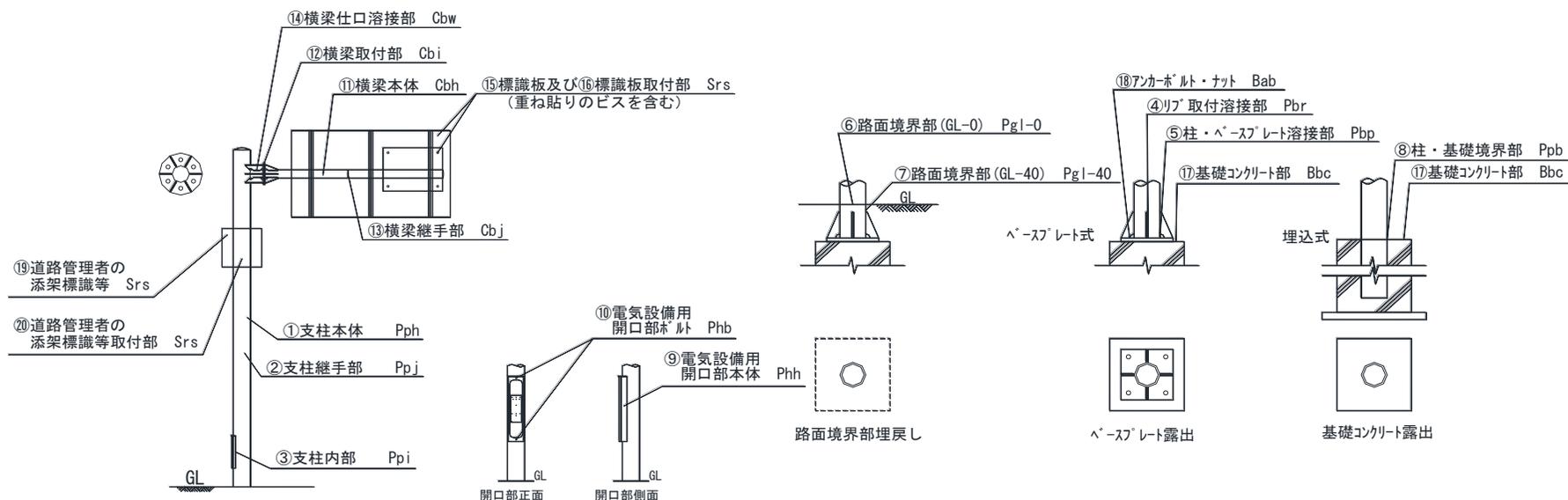
点検箇所特定附图	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	〇	'	〃
	道路標識 (F型)	-	道道 号 線	北海道	測点	経度	〇	'	〃
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	SP=			
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	横断区分			
	表面処理			亜鉛メッキ	亜鉛メッキ+塗装				



- 点検ができなかった部位 :
- 点検ができなかった理由
- その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

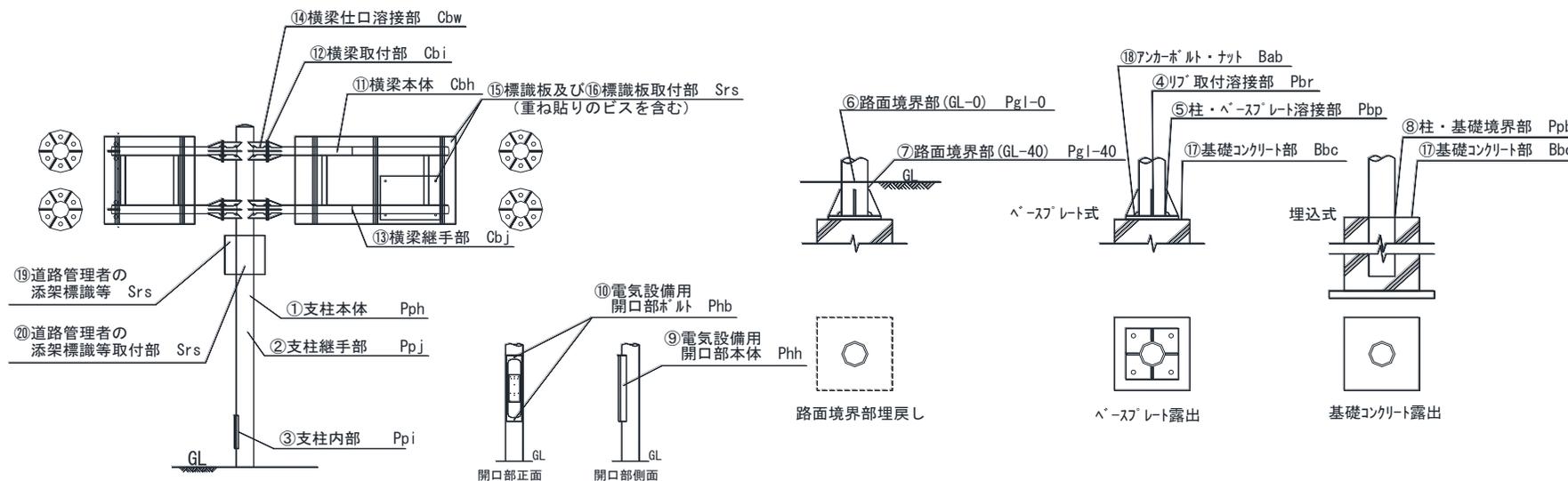
点検箇所特定附图	施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地		設置位置	緯度	〇	′	″	
	道路標識（逆L型）	-	道道号	線	北海道	測点	経度	〇	′	″	
	管理者名		点検実施年月日	年	月	日	点検員	(氏名)			
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年	月	日	調査員※1	(氏名)			
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装									



- 点検ができなかった部位：
- 点検ができなかった理由
- その他特記事項

※1：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。

点検箇所特定附図	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地		設置位置	緯度	°	'	''
	道路標識 (T型)	-	道道 号 線	(市区町村 番地)		測点	経度	°	'	''
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	SP=	(会社名) (氏名)			
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1		(会社名) (氏名)			
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装								



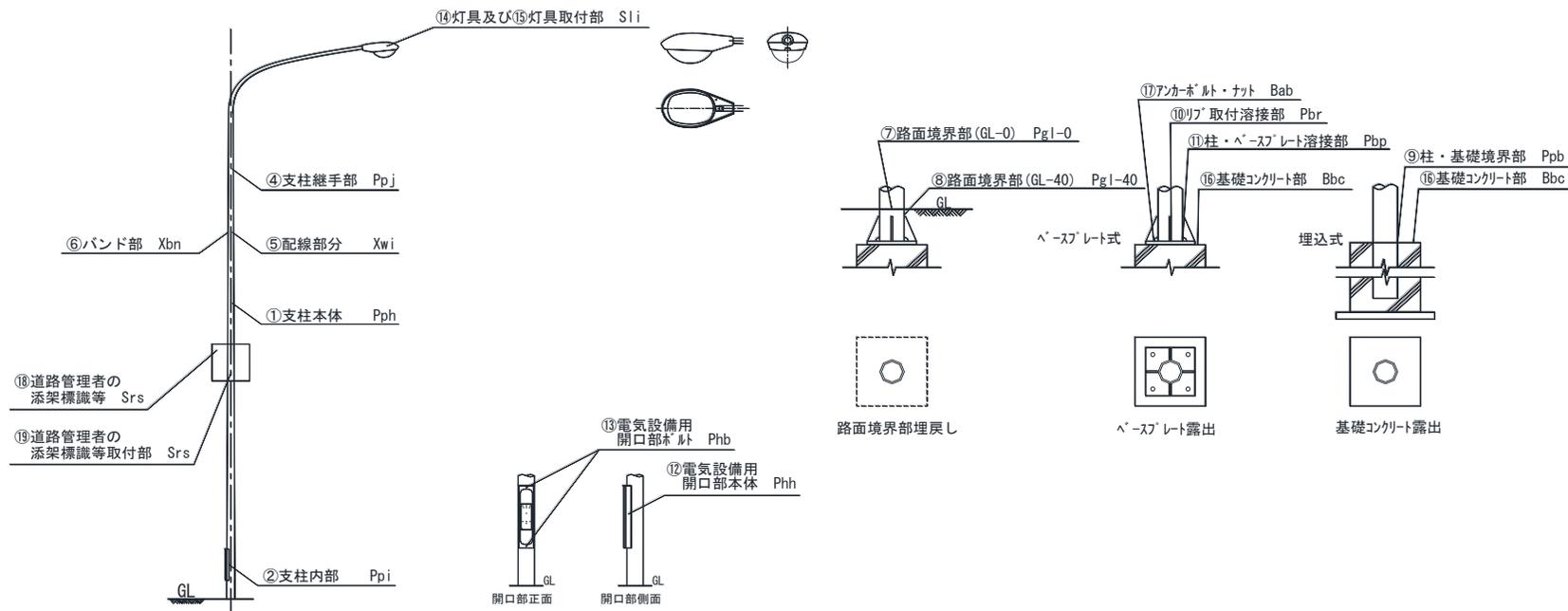
● 点検ができなかった部位 :

● 点検ができなかった理由

● その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

点検箇所特定附図	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度	
	道路照明施設 (逆L型)	-	道道 号 線	北海道 (市区町村 番地)	測点	SP=		
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(会社名)	(氏名)	
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	(会社名)	(氏名)	
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装						



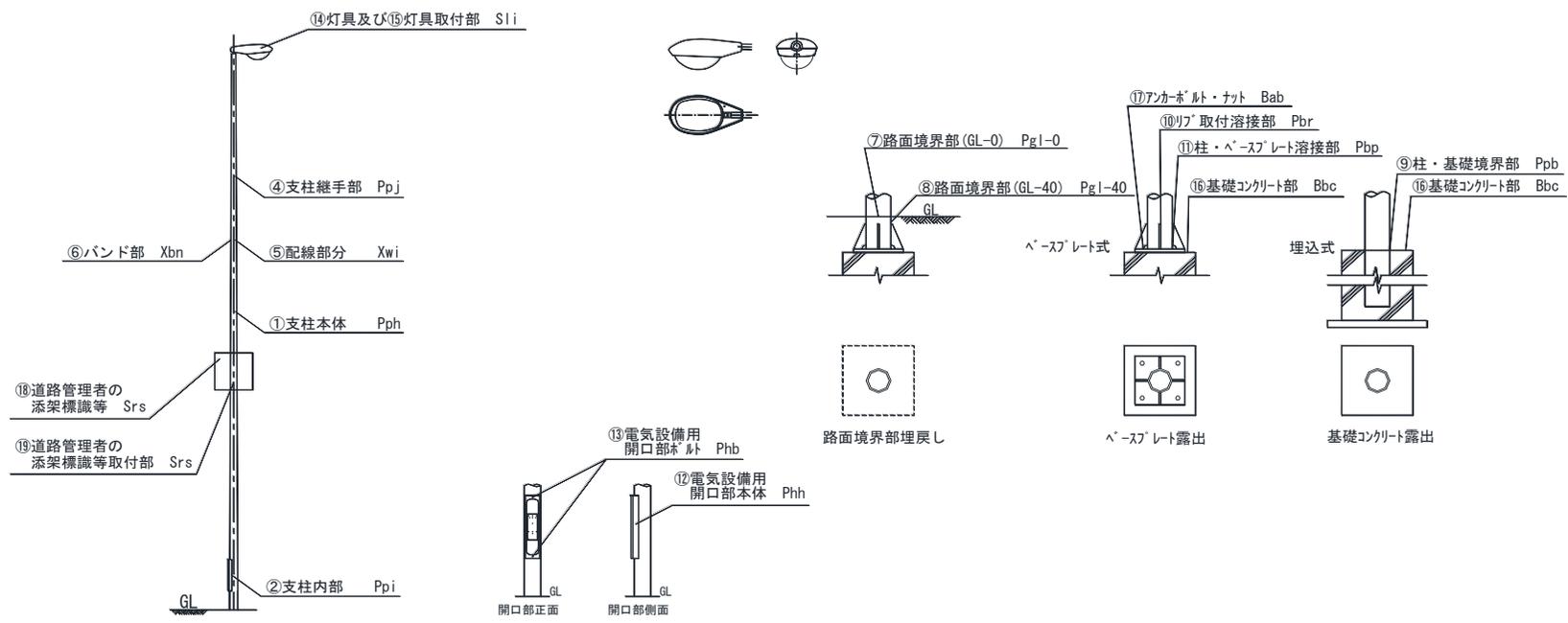
● 点検ができなかった部位 :

● 点検ができなかった理由

● その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

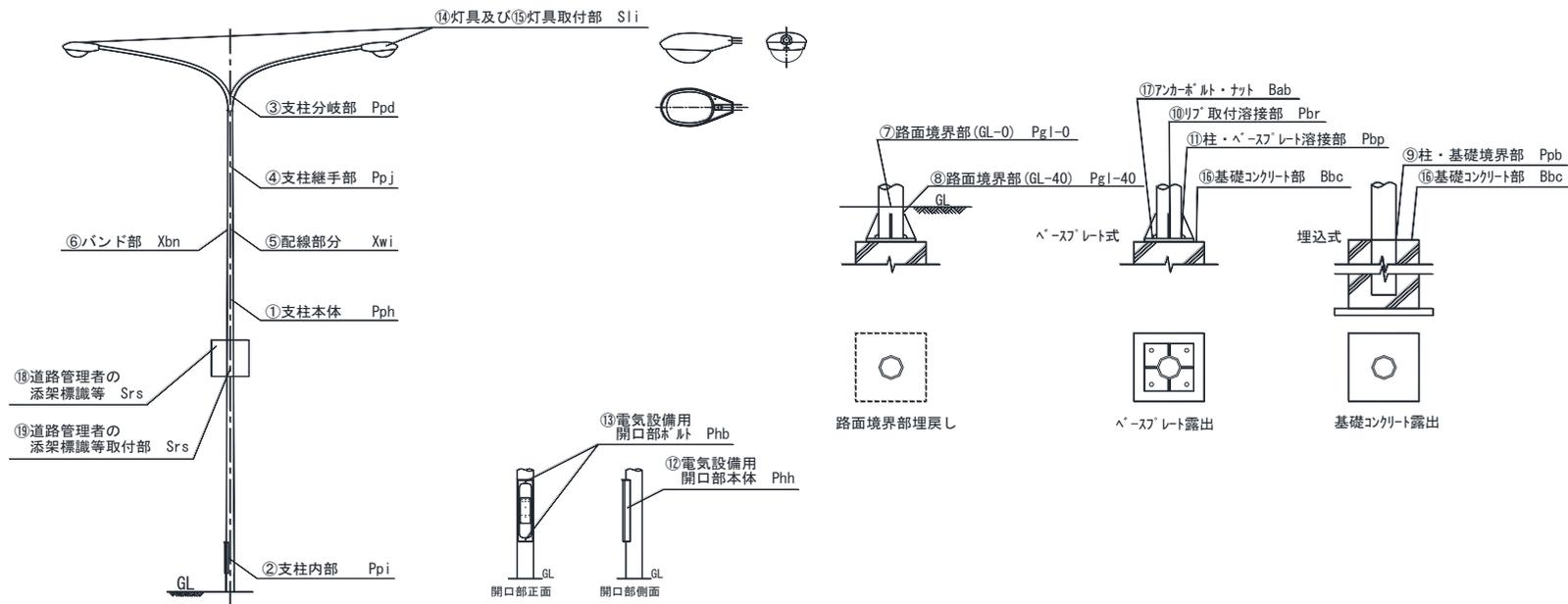
点検箇所特定附図	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度
	道路照明施設 (直線型)	-	道道 号 線	北海道 (市区町村 番地)	測点	SP=	
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(会社名)	(氏名)
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	(会社名)	(氏名)
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装					



- 点検ができなかった部位 :
- 点検ができなかった理由
- その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

点検箇所特定附图	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度
	道路照明施設 (Y型)	-	道道 号 線	(市区町村 番地) 北海道	測点	SP=	
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(氏名)	(氏名)
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	(氏名)	(氏名)
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装					

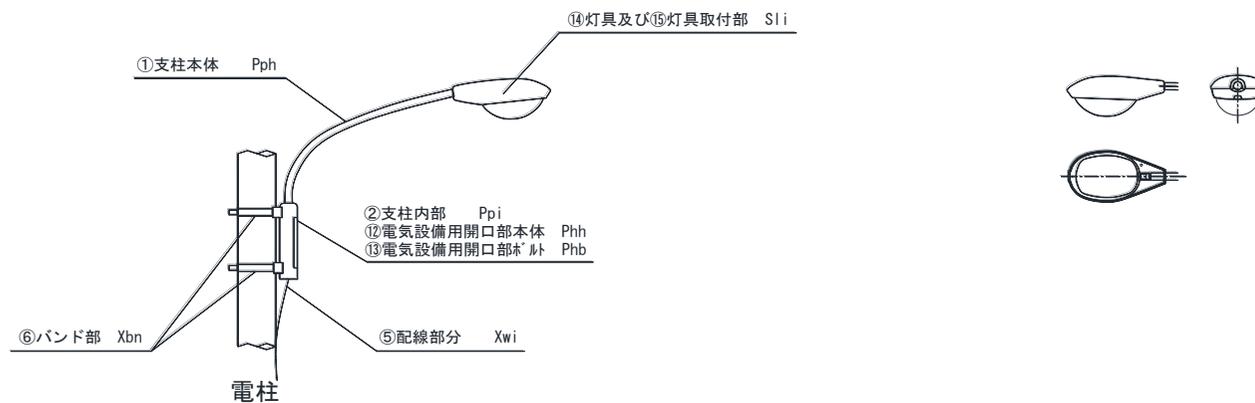


- 点検ができなかった部位 :
- 点検ができなかった理由
- その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

点検箇所特定附图	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	〇	'	〃
	道路照明施設 (共架型)	-	道道 号 線	(市区町村 番地) 北海道	測点	経度	〇	'	〃
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	SP=			
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	(会社名)			(氏名)
	表面処理								

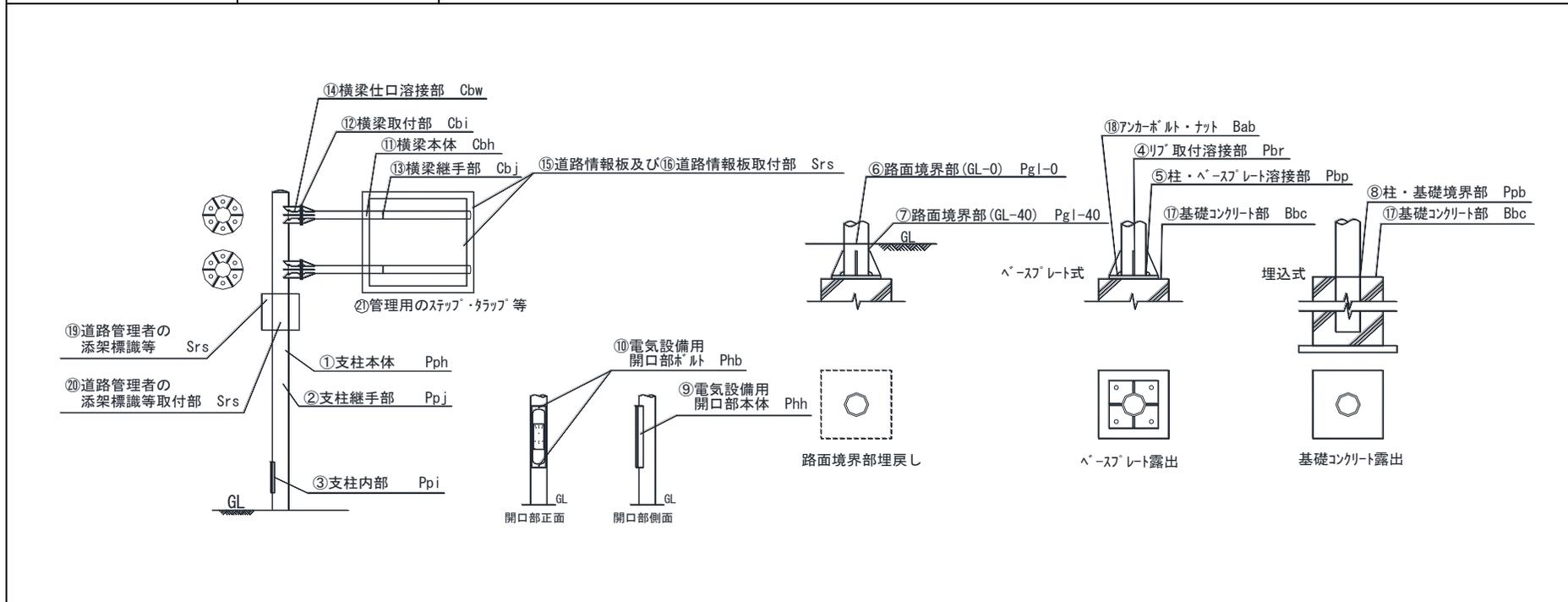
亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装



- 点検ができなかった部位 :
- 点検ができなかった理由
- その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

点検箇所特定附图	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度
	道路情報提供装置 (F型)	-	道道号線	(市区町村 番地) 北海道	測点	°	'
	管理者名	出張所	点検実施年月日	年 月 日	点検員	SP=	"
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	(会社名)	(氏名)
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装					



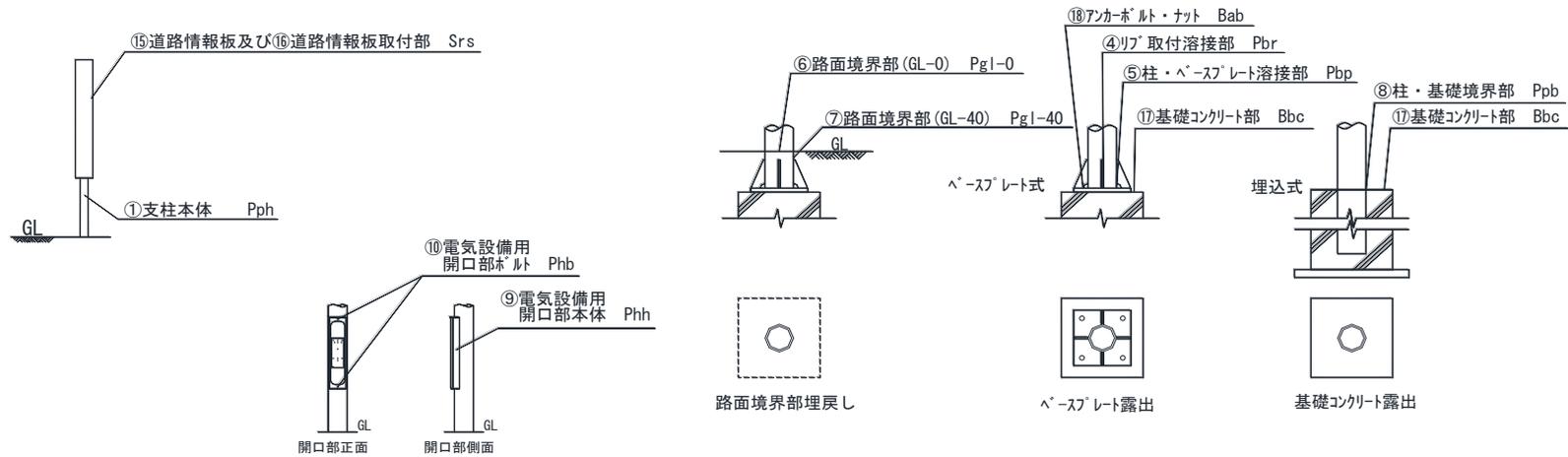
● 点検ができなかった部位 :

● 点検ができなかった理由

● その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

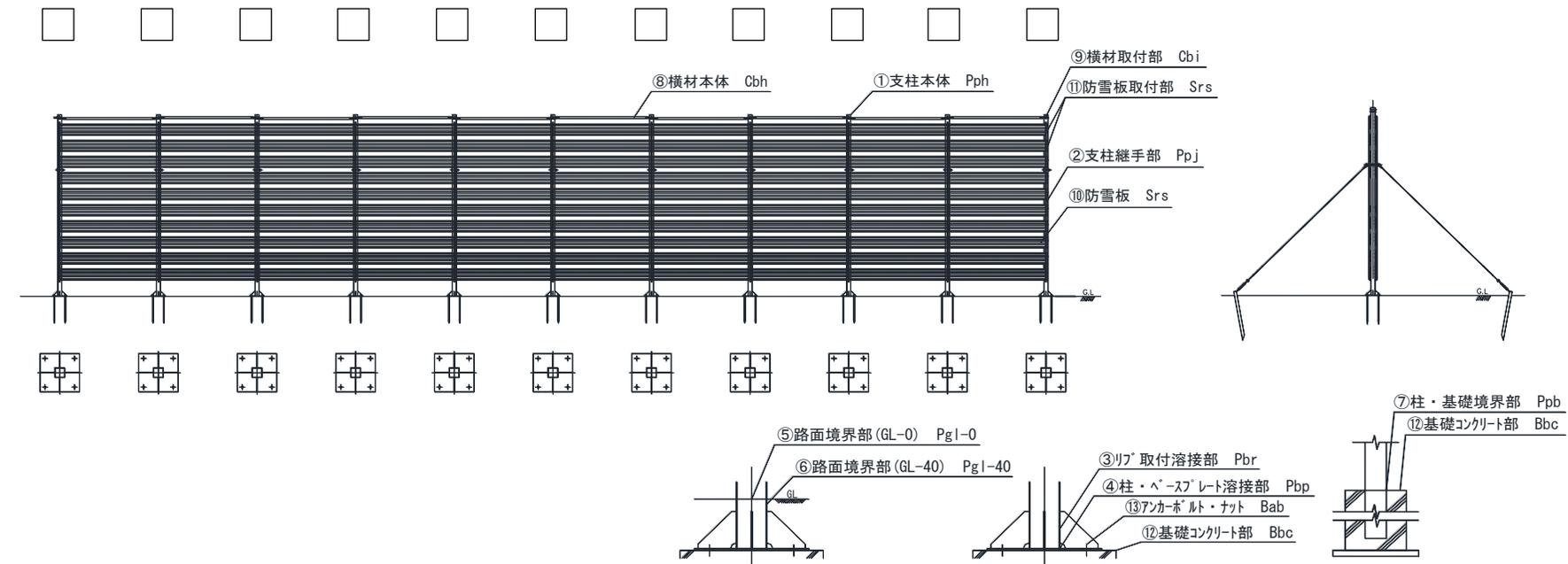
点検箇所特定附图	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度
	道路情報提供装置 (直線型)	-	道道号線	(市区町村 番地) 北海道	測点	SP=	
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(会社名)	(氏名)
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	(会社名)	(氏名)
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装					



- 点検ができなかった部位 :
- 点検ができなかった理由
- その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

No. <input type="text"/> / <input type="text"/> ※1	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度	
	防雪柵 (吹溜柵)	-	道道 号 線	(市区町村 番地) 北海道	測点	SP=		
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(氏名)		
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※2	(氏名)		
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装						



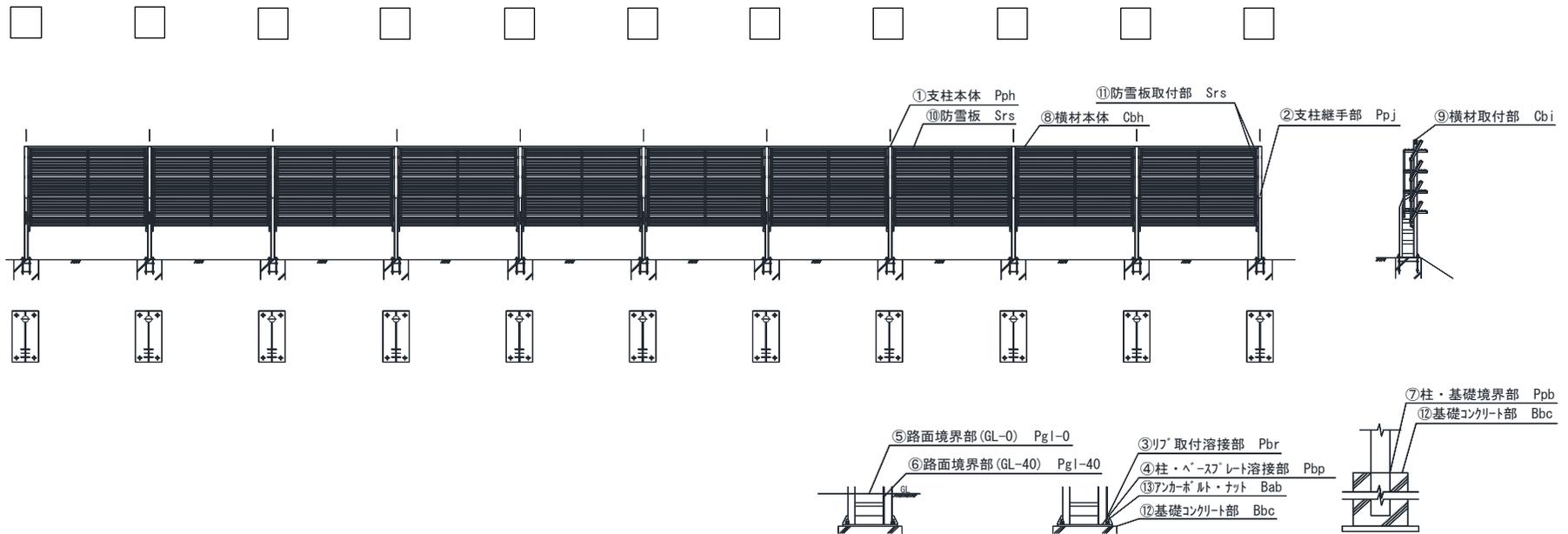
● 点検ができなかった部位 :

● 点検ができなかった理由

● その他特記事項

※1 : 本帳票は10スパン毎に作成するものとし、「〇/総附図枚数」の形で記載すること。
 ※2 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。
 (注1) 柵種・設置年度が異なる場合は帳票を別にする。
 (注2) □には起点からの支柱番号を記入
 (注3) 附図は防雪柵に対して常に正対して作成し、施設起点の支柱番号はL側・R側ともに1とする。

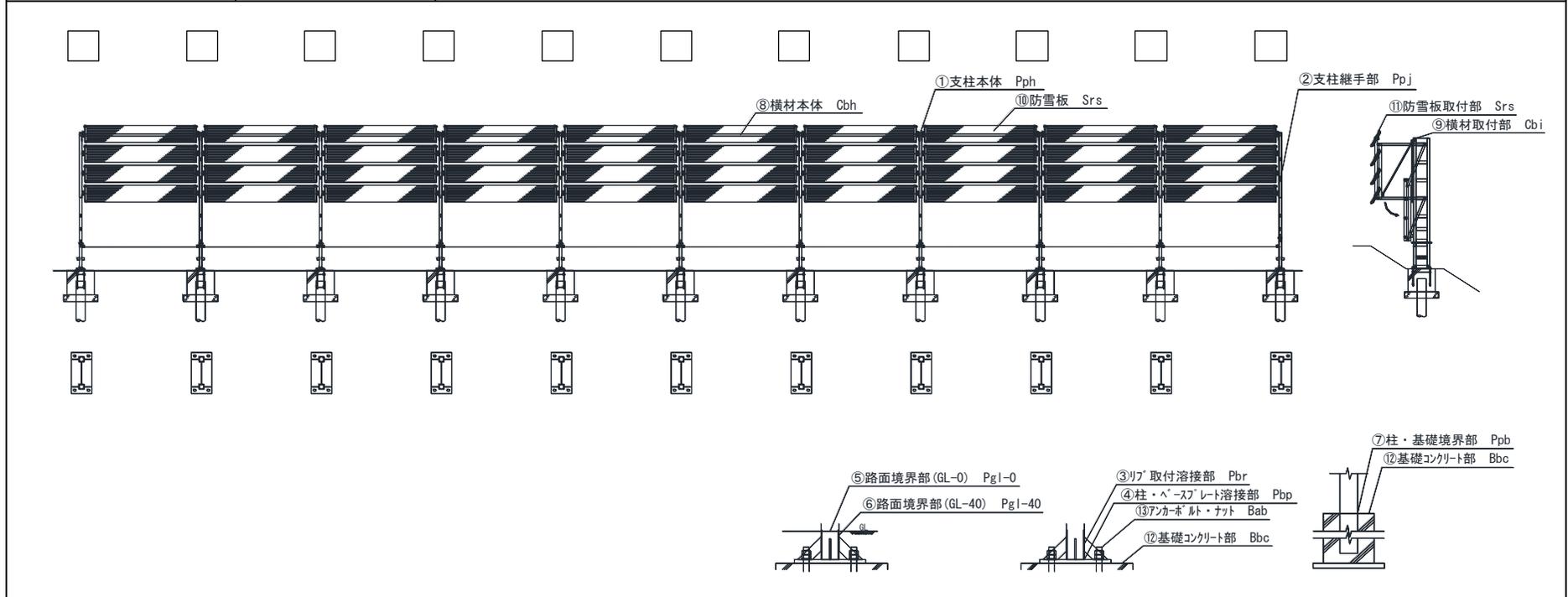
点検箇所特定附図	施設名（形式）	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度
	防雪柵（自立式吹払柵）	-	道道 号 線	北海道	測点	SP=	
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(氏名)	
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員 ^{※2}	(氏名)	
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装					



- 点検ができなかった部位：
- 点検ができなかった理由
- その他特記事項

※1：本帳票は10スパン毎に作成するものとし、「〇／総附図枚数」の形で記載すること。
 ※2：調査員は、非破壊試験（板厚調査、き裂調査等）を実施した受託者等を記入する。
 （注1）柵種・設置年度が異なる場合は帳票を別にする。
 （注2）□には起点からの支柱番号を記入
 （注3）附図は防雪柵に対して常に正対して作成し、施設起点の支柱番号はL側・R側ともに1とする。

No. / ※1	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度	
	防雪柵 (オーバーハンク式吹払柵)	-	道道 号 線	(市区町村 番地) 北海道	測点	SP=		
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(氏名)		
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※2	(氏名)		
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装						



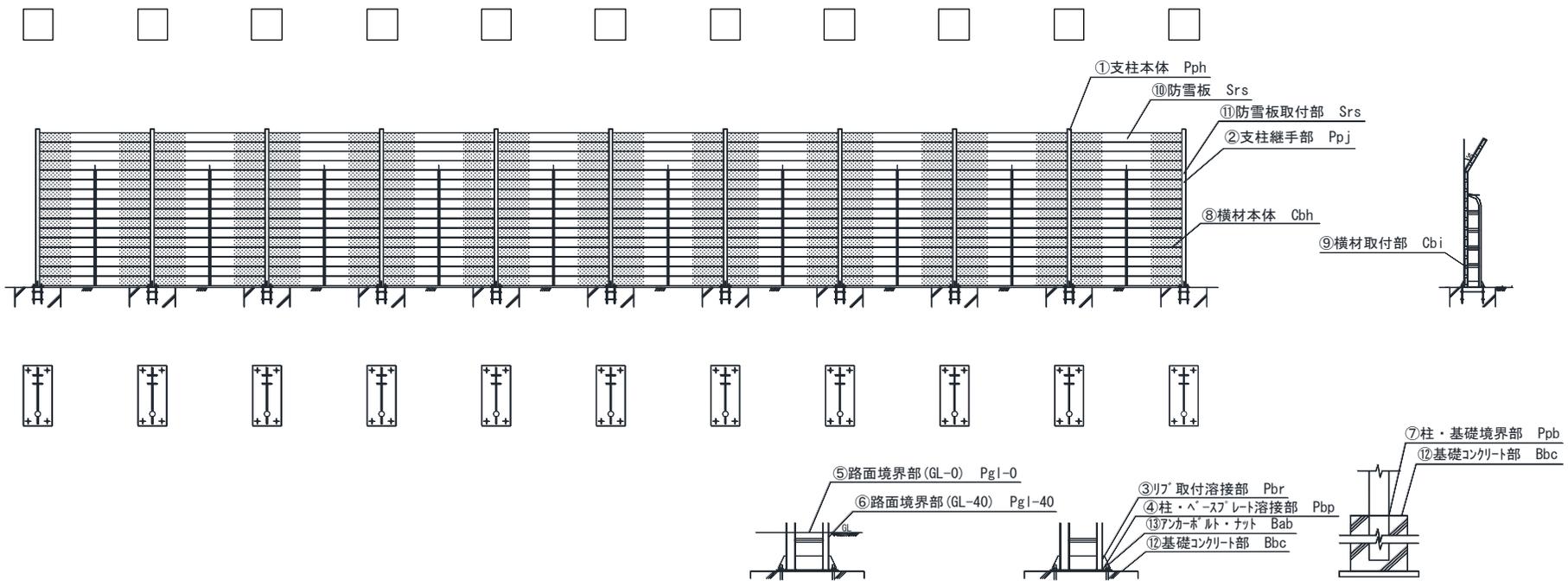
● 点検ができなかった部位 :

● 点検ができなかった理由

● その他特記事項

※1 : 本帳票は10スパン毎に作成するものとし、「〇/総附図枚数」の形で記載すること。
 ※2 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。
 (注1) 柵種・設置年度が異なる場合は帳票を別にする。
 (注2) □には起点からの支柱番号を記入
 (注3) 附図は防雪柵に対して常に正対して作成し、施設起点の支柱番号はL側・R側ともに1とする。

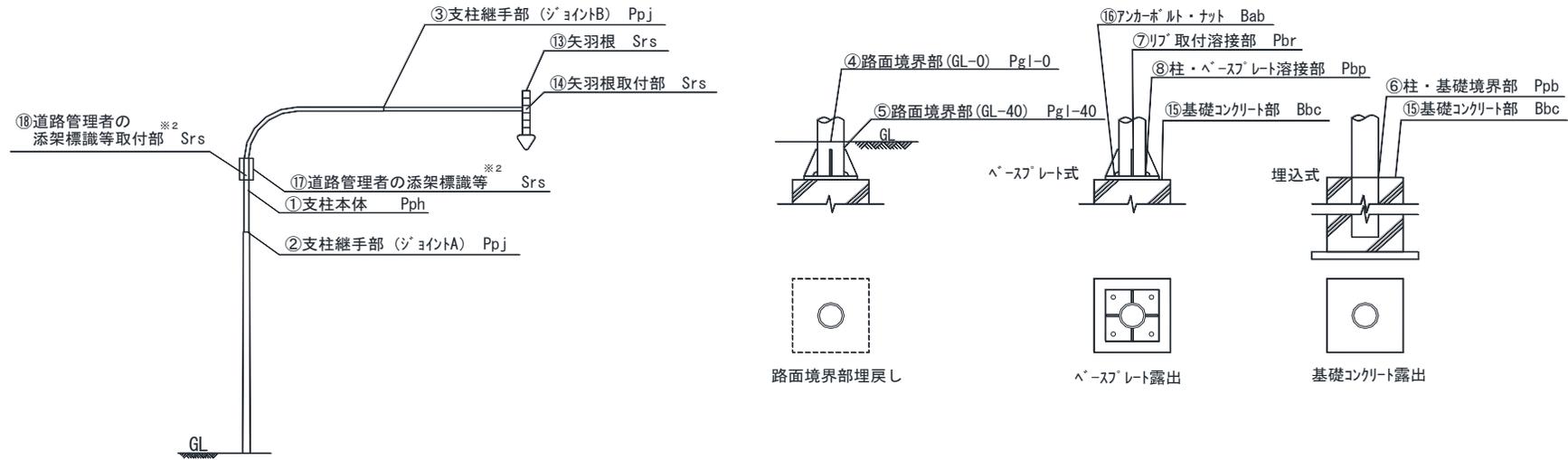
点検箇所特定附図	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度	経度
	防雪柵 (吹止柵)	-	道道 号 線	(市区町村 番地) 北海道	測点	SP=	
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(氏名)	
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員 ^{※2}	(氏名)	
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装					



- 点検ができなかった部位 :
- 点検ができなかった理由
- その他特記事項

※1 : 本帳票は10スパン毎に作成するものとし、「〇/総附図枚数」の形で記載すること。
 ※2 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。
 (注1) 柵種・設置年度が異なる場合は帳票を別にする。
 (注2) □には起点からの支柱番号を記入
 (注3) 附図は防雪柵に対して常に正対して作成し、施設起点の支柱番号はL側・R側ともに1とする。

点検箇所特定附図	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地		設置位置	緯度	経度
	大型スノーボール (テーパー型)	-	道道 号 線	(市区町村 番地) 北海道		測点	SP=	
	管理者名		点検実施年月日		年 月 日	点検員	(氏名)	(氏名)
	建設管理部	出張所	調査実施年月日		年 月 日	調査員※1	(氏名)	(氏名)
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装						



● 点検ができなかった部位 :

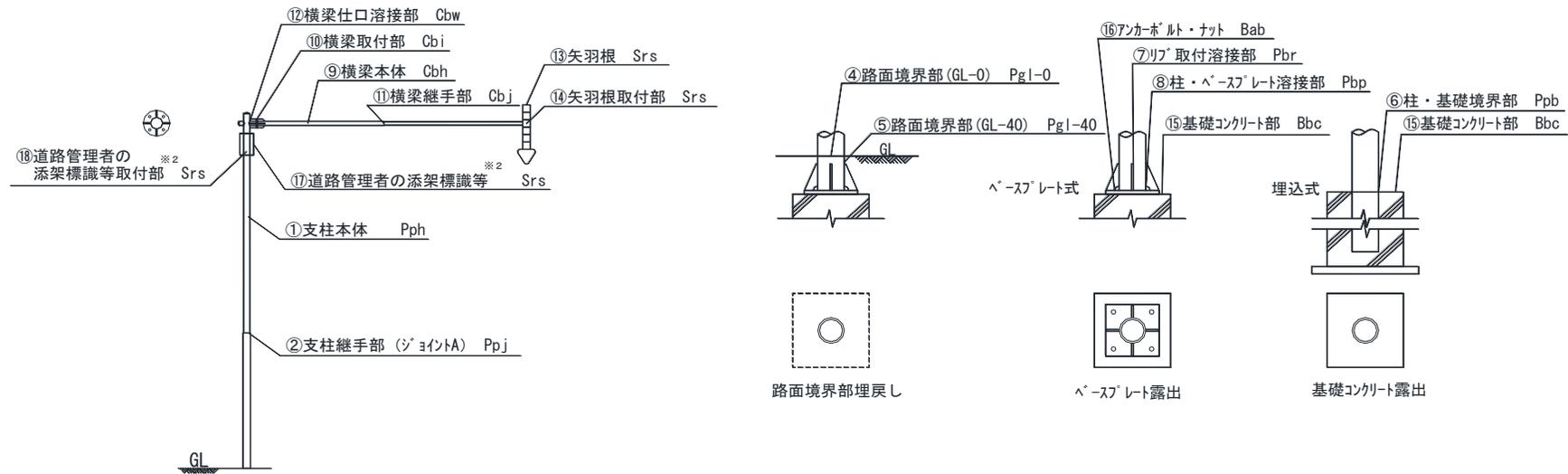
● 点検ができなかった理由

● その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

※2 : ソーラーパネル、センサー等を含む。

点検箇所特定附図	施設名 (形式)	管理番号	路線名	所在地		設置位置	緯度	° ' "
	大型スノーボール (アームフランジ型)	-	道道 号 線	(市区町村 番地) 北海道		測点	経度	° ' "
	管理者名		点検実施年月日	年 月 日	点検員	(氏名)	SP=	
	建設管理部	出張所	調査実施年月日	年 月 日	調査員※1	(氏名)	横断区分	
	表面処理	亜鉛メッキ ・ 亜鉛メッキ+塗装 ・ 錆止め+塗装						



● 点検ができなかった部位 :

● 点検ができなかった理由

● その他特記事項

※1 : 調査員は、非破壊試験 (板厚調査、き裂調査等) を実施した受託者等を記入する。

※2 : ソーラーパネル、センサー等を含む。

別紙4 点検表記録様式の記入要領

【様式すべてに共通】

○施設名（形式）

- ・点検対象施設を以下より選択し、記入する。

【選択項目】	・道路情報提供装置（F型）
・道路標識（F型）	・道路情報提供装置（直線型）
・道路標識（逆L型）	・防雪柵（吹溜柵）
・道路標識（T型）	・防雪柵（自立式吹払柵）
・道路照明施設（逆L型）	・防雪柵（オーバーハング式吹払柵）
・道路照明施設（直線型）	・防雪柵（吹止柵）
・道路照明施設（Y型）	・大型スノーポール（テーパー型）
・道路照明施設（共架型）	・大型スノーポール（アームフランジ型）

○管理番号

- ・当該施設の「施設ID」を記入する。

○路線名

- ・当該施設が設置されている路線の「路線名」を記入する。

○所在地

- ・当該施設の「所在地」を市区町村、番地まで記入する。

○設置位置

- ・当該施設の「緯度」及び「経度」を、世界測地計、60進法（度分秒）で記入する。なお、防雪柵については施設起点部の座標とする。

○測点

- ・当該施設の「SP」を記入する。

○横断区分

- ・当該施設の横断位置を「L」又は「R」として記入する。

○管理者名

- ・当該施設の「管理者名」を記入する。

【記入例】

管理者名	〇〇建設管理部	□□出張所
------	---------	-------

○点検実施年月日

- ・当該施設の定期点検を実施した「年月日」を西暦で記入する。

○点検員

- ・当該施設の定期点検を実施した「受託業者名」及び「氏名」を記入する。

○調査実施年月日

- ・当該施設の詳細調査を実施した「年月日」を西暦で記入する。

○調査員

- ・当該施設の詳細調査を実施した「受託業者名」及び「氏名」を記入する。

○代替路の有無（様式（その1）のみ）

- ・代替路の「有」「無」を記入する。

○緊急輸送道路（様式（その1）のみ）

- ・緊急輸送道路の次数を「第1次」、「第2次」、「第3次」として記入する。

○自専道 or 一般道（様式（その1）のみ）

- ・「自専道」又は「一般道」の別を記入する。

○占用物件（名称）（様式（その1）のみ）

- ・当該施設に設置されている占用物件の名称を記入する。

○表面処理（様式（その4）のみ）

- ・該当する表面処理の種類に「○」を記入する。

○No.（防雪柵のみ）

- ・防雪柵の様式（その2）～様式（その4）に関しては、「○/総記録枚数」の形で、当該帳票が総記録枚数中の何枚目に該当するかを記入する。

【様式（その1）】

○部材単位の健全性の診断

- ・点検時に記録

判定区分欄には、各部材毎に最も悪い判定区分「Ⅰ～Ⅳ」を記入する。損傷の種類欄には、P4「6 損傷状況の把握」を参照しながら、該当する「損傷の種類」をすべて選択して記入する。備考欄には、様式（その2）に添付した該当写真の「写真番号」を記入する。

- ・措置後に記録

措置を施した場合は、措置後の判定区分「Ⅰ～Ⅳ」、「損傷の種類」を記入する。また、措置及び判定の「実施年月日」を西暦で記入する。

○附属物毎の健全性の診断

- ・点検時に記録

判定区分欄には、部材単位の健全性の診断結果の内、最も悪い判定区分「Ⅰ～Ⅳ」を記入する。所見欄には、判定区分の根拠、今後の方針等を記入する。

- ・措置後に記録

措置を施した場合は、措置後の再判定区分「Ⅰ～Ⅳ」を記入する。また、再判定の「実施年月日」を西暦で記入する。

○全景写真

当該施設の「全景写真」を添付する。設置年月欄には、当該施設の「設置年月」を西暦で記入する。道路幅員欄には、当該道路の「幅員（m）」を記入する。

【状況写真（損傷状況） 様式（その2）】

○写真添付欄

・健全性がⅢ又はⅣの損傷は、全ての点検箇所について写真を添付する。ただし、部材の健全性がⅠ又はⅡの場合は、当該部材について一枚のみ添付することとしてよい。

○写真番号

- ・「写真番号」を通し番号で記入する。

○部材名（点検箇所）

- ・「部材名」と共に括弧内に「点検箇所名」（様式（その3）又は様式（その4）で丸数字を付した点

検箇所名) を記入する。

○損傷の種類

- ・ P4 「6 損傷状況の把握」を参照しながら、該当する「損傷の種類」を選択して記入する。

○健全性の診断

- ・ 点検時又は調査時の判定区分「Ⅰ～Ⅳ」を記入する。措置を施した場合は、措置後の判定区分「Ⅰ～Ⅳ」を記入する。

○調査（方針）

- ・ 定期点検時の場合は、詳細調査の要否を記入する。詳細調査時の場合は、詳細調査の内容、方法等の方針を記入する。

○措置（方針）

- ・ 定期点検時の場合は、点検時に施した措置の内容を記入する。詳細調査時の場合は、詳細調査の結果を踏まえて措置の内容、方法等の方針を記入する。

○措置年月日

- ・ 措置の実施年月日を西暦で記入する。

○備考欄

- ・ 判定区分の根拠、措置の内容、今後の方針等を記入する。

【損傷度記録表 様式（その3）】

○対象有無

- ・ 当該施設について、損傷度記録表に記載された部材の点検箇所の「有」「無」を記入する。
なお、部材の対象は、道路管理者が管理しているもののみとし、占用物件（標識等）は対象外とする。

○点検状況

- ・ 対象有無で「有」とした部材について、点検を実施した場合は「済」、実施していない場合は「未」を記入する。

○損傷程度の評価

- ・ 各部材の点検箇所については、P4 「6 損傷状況の把握」を参照しながら、損傷の種類毎に損傷程度の評価区分（a、c 又は e）を記入する。

また、点検時に補修・補強等の措置（応急措置含む）を行った場合は、措置後の欄に措置後の補修・補強等後の評価区分を記入する。

○対策の要否

- ・ 損傷度評価の結果、当該構造の各損傷に対して補修等の対策の必要性について、点検で得られる情報の範囲で対策の要否を検討し、「要」「不要」を記入する。なお、対策の要否を判定する上で詳細調査が必要と判断される場合は、「詳細調査」と記入する。

また道路利用者や第三者被害のおそれがある損傷が認められた場合は、応急的に措置を実施した上で判定を行うこととする。参考として表-2 に損傷の内容と一般的な対策工法の目安を示す。

表-2 損傷の内容と対策方法の目安

損傷内容	状況	対策方法の目安
き裂	支柱本体にき裂がある。	早急に本体を撤去する。
	標識板等の本体以外にき裂がある。	き裂が生じている部材を交換する。
ゆるみ・脱落	ボルト・ナットにゆるみがある。	締直しを行う。また、早期にゆるみが生じる恐れがある場合には、ゆるみ止め対策（ダブルナット、ゆるみ止め機構付ナット）等を実施する。
	ボルト・ナットに脱落がある。	早急にボルト・ナットを新設する。また、早期にゆるみが生じる恐れがある場合には、ゆるみ止め対策（ダブルナット、ゆるみ止め機構付ナット）等を実施する。
破断	ボルトの破断がある。	早急にボルトを新設する。
腐食	局所的な腐食の発生がある。	錆落としを行い、タッチアップ塗装を行う。
	腐食による断面欠損や限界板厚を下回る板厚減少がある。	早急に本体を撤去する。
	異種金属接触による腐食の発生がある。	材料の変更（母材と同材料）又は絶縁体を施す。なお、絶縁体を施した場合には定期的な観察を行う。
変形・欠損	支柱本体に著しい変形や欠損がある。	早急に本体を撤去する。
	標識板等の本体以外に著しい変形や欠損がある。	変形や欠損が生じている部材を交換する。
ひびわれ うき・剥離	基礎コンクリートにひびわれが生じている。	基礎コンクリートをはつり、支柱基部の腐食対策後に、基礎コンクリートの補修を行う。
滞水	支柱内部に滞水が生じている。	排水を行う。
	基礎コンクリートに滞水が生じている。	基礎コンクリートをはつり、支柱基部の腐食対策後に、基礎コンクリートの補修を行う。
その他	開口部のパッキンに劣化が生じている。	パッキンの交換を行う。

○点検箇所の健全性の診断

・損傷程度の評価、損傷の原因や進行可能性、損傷が構造物の機能に与える影響を踏まえ、点検箇所としての判定区分「Ⅰ～Ⅳ」を記入する。

○部材の健全性の診断

・損傷程度の評価、損傷の原因や進行可能性、損傷が構造物の機能に与える影響を踏まえ、部材としての判定区分「Ⅰ～Ⅳ」を記入する。

○判定に至るまでの考え方

・部材単位の健全性の診断は、着目する部材とその損傷が構造物の機能に及ぼす影響の観点から行うものであり、判定を行った経緯がわかるよう、現状で倒壊や落下等の危険性の有無、損傷原因や進展の予測、全体の耐荷力等へ与える影響等、技術的に判断した理由を記入する。

○附属物毎の健全性の診断

・附属物毎の健全性の診断に当たっては、部材単位の診断を踏まえて、総合的に判定することが必要であるが、一般には、施設の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

【点検箇所特定附図 様式（その4）】

・損傷度記録表（様式（その3））の記入に当たり、損傷部材、箇所を記入するための附図であり、現地に設置されているタイプに応じて適宜、使い分けすること。

標識板等については、設置状況に応じて適宜、追加等の修正を行うこと。

また、措置を施した場合は、措置後の写真を添付すること。

○点検ができなかった部位

・点検の実施報告や点検ができなかった箇所を記入する。

○点検ができなかった理由

・点検ができなかった理由を記入する。

○その他特記事項

・判定区分の根拠、措置の内容、今後の方針等を記入する。